

第25号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

福祉医療費の助成制度において、他の公費負担医療制度を利用した場合の自己負担額の控除に係る規定を改めるとともに、精神通院医療費を助成の対象とすることに伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) (略) (15) 被保険者等負担額 医療保険各法の給付が行われた場合において、医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額（以下「費用額」という。）から <u>次に掲げる額を控除した額をいう。</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(14) (略) (15) 被保険者等負担額 医療保険各法の給付が行われた場合において、医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した費用の額（以下「費用額」という。）から <u>医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額をいう。</u>
ア <u>医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定</u>	

改正後	改正前
<p>款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。)</p> <p>イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額</p> <p>(16) 高確法の一部負担金等の額 次のア、イ及びウの額（以下これらを「高確法の費用の額」という。）から次のエ及びオの額を控除した額をいう。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 高確法の規定により同法第48条の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により高確法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）</p> <p>オ 高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において行われる療養に関する給付の額</p> <p>(17)～(20) （略）</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金等の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>	
	<p>(16) 高確法の一部負担金 次のア、イ及びウの額（以下これらを「高確法の費用の額」という。）から高確法の規定により同法第48条の後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により高確法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額をいう。</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>(17)～(20) （略）</p> <p>（助成の範囲）</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1)～(3) （略）</p>

改正後	改正前
<p>(4) 障がい者 障がい者の疾病（第2条第9号ウに該当する者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(5) 高齢障がい者 高齢障がい者の疾病（第2条第9号ウに該当する者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。）又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、<u>高確法の一部負担金等の額</u>に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(6) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合にあっては被保険者等負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあっては<u>高確法の一部負担金等の額</u>に相当する額から、それぞれ次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア・イ （略）</p>	<p>(4) 障がい者 障がい者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(5) 高齢障がい者 高齢障がい者の疾病（第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、<u>高確法の一部負担金の額</u>に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>(6) 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児 母子家庭の母及びその監護する児童、父子家庭の父及びその監護する児童並びに遺児の疾病又は負傷について、医療保険各法の給付が行われた場合にあっては被保険者等負担額に相当する額から、高確法の給付が行われた場合にあっては<u>高確法の一部負担金</u>に相当する額から、それぞれ次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア・イ （略）</p>

改正後	改正前
2・3 (略)	2・3 (略)

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和8年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

福祉医療費の助成制度において、他の公費負担医療制度を利用した場合の自己負担額の控除に係る規定を改めるとともに、精神通院医療費を助成の対象とすることに伴い、関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 被保険者等負担額及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）の一部負担金等の額の算定（第2条関係）

ア 被保険者等負担額の算定において、控除する額に高確法に規定する医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を追加する。

イ 高確法の一部負担金等の額の算定において、控除する額に高確法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において行われる療養に関する給付の額を追加する。

(2) 精神疾患による疾病について、精神通院医療に係る自立支援医療費を受給している場合は、福祉医療費の助成の対象とすることに改める。（第5条関係）

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 令和8年7月1日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

他の公費負担医療制度の併用に係る制度改正

1 制度改正① 他の公費負担医療制度併用時の助成の現物給付化

兵庫県の福祉医療制度は、他の公費負担医療制度（小児慢性特定疾病医療、特定医療（指定難病）等の医療費助成制度）が適用される場合は、国等との役割分担の観点から、福祉医療制度の助成の対象外としている。

一方、本市の福祉医療制度は、兵庫県の福祉医療制度に準拠して実施しているが、利用者の経済的負担軽減の観点から、市独自施策として、令和2年7月1日より他の公費負担医療制度との併用（償還払い）を認めている。

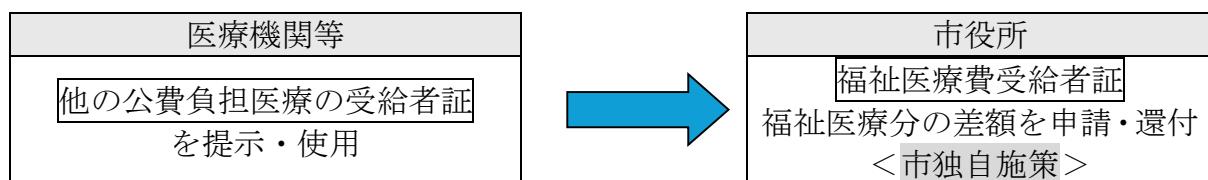
全国的に併用が認められていないのは兵庫県のみであることや、兵庫県市長会からの要望があったことにより、このたび、県において令和8年7月1日より他の公費負担医療制度との併用（現物給付）を認める内容の要綱改正が行われることとなった。

これに伴い、本市においても併用時は現物給付（現行は償還払い）による助成とし、自己負担額の控除の規定を整理する。

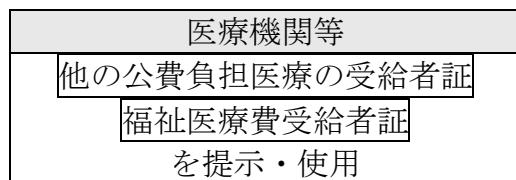
※ 現物給付とは、受給者が医療機関等の窓口で医療費を支払う代わりに、自治体が医療機関等に直接医療費を支払う方式をいう。

(1) 助成方法

【現行】 償還払いによる助成



【令和8年7月～】 助成の現物給付化



(2) 助成額

[例] 総医療費10万円、医療保険負担（7割給付）、他の公費負担医療（小児慢性特定疾病医療受給者証（患者負担上限15,000円／月）、乳幼児等医療費受給者証（患者負担800円／回）の対象者の場合

医療保険負担 7万円	小児慢性特定疾病医療の負担 15,000円	福祉医療費助成 14,200円	患者負担 800円
---------------	--------------------------	--------------------	--------------

【現行】医療機関等での支払額：15,000円 市還付額(申請必要)：14,200円

【令和8年7月～】医療機関等での支払額：800円

→ 患者負担は同額（800円）であるが、市役所での申請手続きが不要となる

(3) 医療費助成に係る財源

現行では、併用に係る助成の財源は市の独自財源であったが、令和8年7月以降は、一部、県の補助対象となる（補助対象：県の受給要件を満たす方 補助割合：1／2等）。

2 制度改正② 精神通院医療の他の公費負担医療との併用開始

障がい者・高齢障がい者医療費助成制度では、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたの精神疾患は、これまで助成対象外であったが、県において、令和8年7月1日より、自立支援医療制度（精神通院医療）の助成を受けられる場合は、福祉医療制度において助成する内容の要綱改正が行われることとなった。

これに伴い、本市においても精神通院医療に係る自立支援医療費を受給している場合は、本市の福祉医療制度の助成対象に加えることとする。

(1) 助成方法

1 制度改正①（1）助成方法【令和8年7月～】のとおり

(2) 助成額

[例]総医療費10万円、医療保険負担（7割給付）、他の公費負担医療（自立支援医療制度（精神通院医療）受給者証（患者負担上限5,000円／月）、障がい者医療費受給者証（患者負担600円／回）の対象者の場合

【現行】（助成対象外）

医療保険負担 7万円	自立支援医療制度 (精神通院医療) の負担 25,000円	患者負担 5,000円
---------------	-------------------------------------	----------------

【令和8年7月～】（併用による助成開始）

医療保険負担 7万円	自立支援医療制度 (精神通院医療) の負担 25,000円	福祉医療費助成 4,400円	患者負担 600円
---------------	-------------------------------------	-------------------	--------------

【現行】医療機関等での支払額（患者負担）：5,000円 ※福祉医療助成対象外

【令和8年7月～】医療機関等での支払額：600円

→ 他の公費負担医療との併用開始により患者負担が軽減される

(3) 医療費助成に係る財源

県制度の改正に伴い、自立支援医療制度（精神通院医療）との併用が開始されることにより、診療件数の増加が見込まれる。一方で、当該診療件数の増加分は、一部、県の補助対象となる（補助対象：県の受給要件を満たす方 補助割合：1／2等）。